

◇国民健康保険だより◇

健康診査費給付金について

国民健康保険に加入している方で、健康診査（人間ドック）を受診した日の該当年齢が 40 歳以上 75 歳未満の方は、かかった費用の 1 / 2（1 円未満切り捨て、最高限度額 15,000 円。年 1 回）を給付しています。

申請する際は、印鑑（朱肉を使用するもの）と国民健康保険の保険証のほか次のものを持参してください。

- 健康診査を受診したことが分かる領収書
- 健康診査の受診結果が分かる書類
- 金融機関の通帳（普通口座に限る）

※ 平成 20 年度から特定健康診査・特定保健指導が始まりました（医療保険者にて実施）。
そのため、健康診査の受診結果データの受領に同意をいただきます。

【問い合わせ先】

○手続きに関すること：民生部住民環境課（内線 252）

外国人登録について

（外国人住民の方の登録制度が変わります）

住民基本台帳法の改正に伴い、平成 24 年 7 月 9 日より、外国人住民の方にも、住民票が作成されるようになります。平成 24 年 5 月中に対象者の方に仮住民票を送りますので、記載内容に誤りがないか確認をお願いします。

（主な変更点）

- 外国人登録証明書が特別永住者証明書又は在留カードになります。
 - ・特別永住者の方の外国人登録証明書は有効期限まで有効です。切替時に役場で手続きをし特別永住者証明書が交付されます。
 - ・永住者の方は改正後 3 年以内、それ以外の方は在留期間の更新時又は在留資格の変更時に、入国管理局で手続きをし、在留カードが交付されます。
- 住所変更の手続きが変わります。

新しく入国され、在留カードが交付された方は、在留カードを持参の上、役場で転入届をしてください。安八町から他の市町村に住所変更する場合は、安八町役場で転出届をしてから、転入先の市町村役場で転入届をしてください。

（住民票の作成対象者）

- ・中長期在留者（在留カード対象者）・特別永住者・一時庇護許可者又は仮滞在許可者
- ・出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者

※上記以外の方や、改正施行日に在留資格がない方（外国人登録法における在留期間の記載事項の変更を市町村に届けていない方を含む）については住民票の作成対象者とならないため、必要な方は所定の手続きをしてください。

平成 24 年 7 月 8 日（第 2 日曜日）の休日窓口サービスは、改正に伴うシステムメンテナンスのため、開設されませんので、ご注意ください。

【問い合わせ先】

○民生部住民環境課・戸籍係（内線 254）